健生食輸発0218第1号 令和7年2月18日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (イタリア産とうもろこしのアフラトキシン)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第1号(最終改正: 令和7年2月17日付け健生食輸発0217第1号)により通知したところである。 今般、イタリア産とうもろこしのアフラトキシンについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願いする。

記

別添1のイタリアの項中、

製品検査の	条件	検査の項目	試験品	検査の方法	検査を受けることを
対象食品等			採取の		命ずる具体的理由
			方法		
とうもろこ	-	総アフラトキ	別表 2	平成23年8月16日	総アフラトキシンが
し(粉を含		シン (アフラト	による	付け食安発0816第	10 μ g/kgを超えて付
む。甘味種		キシン B_1 、 B_2 、 G_1	こと。	2号「総アフラトキ	着又は含有している
を除く。)		及びG2の総和)		シンの試験法につ	おそれがあるため。
				いて」によること。	

を削除する。